

令和5年度3月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年 3月21日（木）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 10名（欠席 3名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	
13 高木 敏彦			

出席推進委員 15名（欠席 1名）

1 山根 悦文	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	4 日高 英二
5 沼田 高志	6 田中 昭文	7 和田 保人	8 東 廣司
	10 三上 好文	11 小泉 幹雄	13 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	農業委員総会に入りたいと思います。まず、あの、ようやくちょっと暖かくなって来とったんですけど、ちょっとこの2・3日、2日くらい雪で今から種まきとかいろんな作付けの準備される方に関しては、ちょっと予定外の事だったんじゃないかなあと思ったりします。それから、この間先週くらいまで地域計画の話があったりしたと思います。あの、まあ参加して説明会に参加していただいていた、あの地域の話し合いの中であった話し合いの中に関して、意見等求めて試みてみてください。もう1件、あの費用が変わるという事で、あの農業振興の計画の変更とかの議題もありますので、若干議案が多いと思いますが審議して頂きまして、早くスムーズに進めて行きたいと思っています。えっと、本日の欠席者ですけど、12番の大石委員さんと荒木委員さんから服部委員さんが本日欠席となったりします。推進委員さんで富永推進委員さんが欠席の届けが出たりします。議事録署名者の指名ですけど、4番の服部委員さん。5番で種委員さんお願い致します。
事務局長	失礼します。産業支援課の白須です。あの少しお時間をちょうだい致しまして、お話をさせて頂きます。一つは、先週、3月の定例会が終わりました。令和6年度の予算も議決を頂いたところでございます。内容としましては、基本的な担い手の確保とか農地の保全とか、それから有害鳥獣対策。まあ、その他、今まで進めてきた環境に優しい農業であるとか、産直市へ出荷される農家の支援。そういった予算を組み込む事が出来ました。また、新しい事業としましてスマート農機具への補助。これは草刈り等の冷凍草刈り機などの国の補助。それから、肥育センターを中心とした繁殖農家への支援。いったようなものを組み込む事ができました。また、来年度は合併20周年という事で産業支援課としましても、農業振興大会というのを開催をして邑南町の農業というのを沢山のの人に、もっと知って頂く事が必要じゃないかという事で計画を致しております。また、あの開催にあたっては色々ご意見等頂戴したいと思しますのでよろしくお願い致します。それから、この事業等につきましても新年度に入りましたら周知の方徹底していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それから、先週の金曜日ですが内示がありました。職員の内示がありました。農業委員会の関係で言いますと、私は、あのちょっと退職という事になりまして、また別の形で皆さんと色々仕事することになりました。それから、事務局の惣田が異動になります。それから、去年まで高村、色々お手伝いさしてもらっておりました高村という職員がおりましたが、その高村も異動になりました。私の後任には、現医療福祉政策課長の小笠原が就任することになっておりますので、また色々ご支援の方よろしくお願い致します。農業委員会担当職員につきましては、新しい体制の中で協議をしております、4月になりますと新しい体制で開催をということになりますのでよろしくお願い致します。まあ、先ほど会長さんの方から地域計画づくりの話がありました。まあ、農業とか、こういった中山間地域の課題とかいうものは皆さんよくご存知の所だと思います。あの、それから農業のいろんな、その多面的ないろんな農業の生産だけではなくて環境の保全とか、そういった役割が大事だという事も皆さんご存じだと思います。あの最近のいろんな、その新聞とかですね国の

状況などを見てもみますと、更にですね、今はあのこういってこういった日本全体で食料自給率が低いという状況の中、改めて自分たちの食べる食物がどのように、どんな所で生産されているのだろうということを知る機、知りたいという機運がだんだん高まっているようでございます。あの学校教育の方では食育という形で進められていますが、やっぱり大人にもそういった事を知ってもらう事は大事ではないか。それが、農産物の価格とかですね、そういった物に価格展開に繋がっていくという意味で、サービスをしろという機運が高まっているようでございます。ただ、農業とか臨んでいますと、今、邑南町ではコミュニティーの再編という事で自体の再編を進めていますが、やっぱり、その自治体の再編進める中でのやっぱり農業を中心に考えていく方法も、一つあるんじゃないかという事を更に蓄えています。国でもですね、農村 IMO っとかいうような補助事業を設けまして、まず、やっぱり中山間地域のこういった集落の課題というのは、身近なその道刈りとかですね。水路の掃除だとかそういった所から、課題が出てくるんじゃないかという事で、やっぱり、その農業というものを中心に地域コミュニティーの再編を進めていく必要があるんじゃないかというような動きがだんだん出てきますし、こういった動きが今後も拡大してくるんじゃないかと思います。或いは、国会で新しい食料農業農村基本法の改正し、されていますが、そういった内容も組込まれてくるというように聞いておりますので、そういったいろんな役割がですね農業、農村に求められてくるという状況でございます。ただ、それを進めるにしても、やっぱり人材確保、それか高齢化というものが問題に直面しております。まあ、これは、あの行政で、どうにもどうにかできる問題でもございませなし、農業委員会でどうにかできる問題ではございませんが、やっぱり関係機関、或いは関係者、それから地域連携してですね、一緒に考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。現在、役場の産業支援課の予算でも未来確保に沢山の事業費を確保しておりますが、これに固定することなくですね、いろんな意見を聞いていく必要があるというふうに思います。そういう意味で今回の地域計画づくりで是非参加をしていただいて、いろんな方々のご意見を聞いていただいて、それをもとに協議をしていく事ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。あの、私もまた違う形でですね、みなさんと一緒にこの邑南町の今の農業、或いは地域の活性化に努めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導よろしくお願い致します。貴重なお時間頂きまして、少しお話をさせて頂きました。ありがとうございました。

議長

はい、それじゃ、早速ですが、議題の方に入っていきたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件上程されとります。事務局の方、読み上げの方よろしくお願い致します。

事務局

はい、失礼します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件です。申請番号 053-42。農地の所在地は三日市××、同じく三日市××です。登記地目田、面積 1796 m²、同じ三日市××、登記地目田、面積 604 m²。3条無償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は●●●●です。続きまして、申請番号 053-43 農地の所在地は中野××、登記地目畑、面積 383

議長	m²。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。以上2件です。
議長	はい。ありがとうございました。えっと、それではあの申請番号 053-42 の件に関しまして、沖田委員さん。現地調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
2 番	はい、失礼します。えーっと、053-42、えっと3条の無償の所有権移転の件についてご説明致します。この案件は、先日3月16日に、この議案書にもありますが譲受人が推進委員であります●●●●さんですので、隣の田所地区の推進委員であります田中昭文さんに代理で来ていただきまして、田中さんそれから譲受人の●●さん、それから私と3人で現地確認及び聞き取りをさせて頂きました。えっと地図で現地を確認しますと、これの目印になる所がありませんので、出羽から高原へ行く道がこの、左の図のちょっと三差路になっていますが、その上の##さん家の下へつながっている。それを下りますと出羽地区に入っていきます。それぐらいしか、ちょっと説明ができませんので……。近くには●●●●さんのご自宅があります。この案件は以前から、●●さんが維持管理をされとりまして、この大きい方は今までも水田でやっておられます。それから、この三角形なりますけど、ここは維持管理をされとりまして、ここへ現地確認とに見ましたら猪の檻が設置しておりありました。この周りも、草刈り等の管理はされとりましたので、このまま譲り受けられても差し支えないかと思います。それで、チャックシートにも、その時もお伺いしましたが問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。それから、●●●●さんの所に貸付の面積がありますが、これは●●さんの、息子さんであります\$ \$ \$ \$の代表の方へ貸付をされておられまして、維持管理は●●●●さん本人がされているということでした。以上です。よろしくお願い致します。
議長 推 6 番 議長	はい、ありがとうございます。田中推進委員さん、何か付け加えること……。 ございません。
議長	はい、ありがとうございます。えっと、それではあの 053-42 に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。いかがでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ご意見ご質問がございませんようなので、採決の方に入りますが、●●さんのほう退席の方お願い致します。それでは、この 053-42 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。
4 番	はい、続きまして、053-43 の案件に関しまして服部耕二委員さん、現地の調査及び聞き取りの報告をお願い致します。 はい、失礼します。053-43 の聞き取りです。まずは、浜作線の井原から上がって%%の所がありますが、そこを左折して 300m ぐらい行った濁川のほとりを下った所。安く植え替えるような所。そこの 3 寸くらいの畑です。渡人は△△△

	△さんです。受け人が、▲▲▲▲さんです。あの、△△さんは、もうこちらへ帰ってくる予定ないということで、自分の持ち物を処分されたいという事で。▲▲さんは以前から××作っておりまして、少し畑もちょっとやりたいという事で、面積でも3寸そこそこですので、ちょうどいいという事で、今から集落のみは集落ですし、これなら見てます。ということで、話がまとまりました。 今まで、▲▲さんの祖父と××の田んぼ2反5畝ぐらいからやってまして、まあ譲渡人の畑を管理しました。そういう体制だということです。チェックシートの紙に照らし合わせても、何も問題はありませんでしたので審議の方よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。上田推進委員さん、何か付け加えたりすることありますか？
推13番	ありません。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。では、053-43の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方お願い致します。
	(意見、質問なし)
議長	ございませんでしょうか？
	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。えっと・・・。
2番	ちょっと、すみません。
議長	はい。
2番	これ、ちょっと、事務局にお聞きします。
事務局	はい。
2番	この、左側の地図から見ると議案の面積からいうと、かなり広いような面積に見えるんですけど・・・。その敷地の&&&の敷地面積、なんかよ広いぐらいの面積ありますけど、なんか間違いなんですか？
事務局	失礼します。&&&の多分面積的には、左側の多分ゼンリン図だと思いますが表記がだいぶ小っちゃいのかなあというふうに思います。右側の地籍図でいいますと××。が、多分&&&さんの敷地になるのではないかと思います。で、そこで言えば、地番は同じですので間違いはないのかなあというふうに思っております。
2番	3畝いうたら、かなり小さいもんだと思うんですけど・・・。
事務局	いや、これ約4畝なので、多分ゼンリンの方に転記する時には若干、ゼンリンをそのまま形通り作りますので、少し縮尺がずれるということはあると思います。あの、同じにしてもどうしても感覚でやりますんで、ちょっとそこの所はすみません。多めに見て頂ければと、いうふうに思います。
2番	まあ、地番で登記が面積が出るけ・・・。
事務局	しっかりしてますので、間違いはないというふうに思っております。
2番	はい。
議長	はい、なければ採決の方に入りたいと思います。
	053-43の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)

議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、今月も2件上程されとります。事務局の方読み上げの方よろしくお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可について今月は2件です。申請番号055-11、農地の所在は三日市××。登記種目畑、面積191㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□。譲受人は■■■■です。転用目的は、車庫で、申請理由は所有している車両台数が増えたため既存の車庫に収まらなくなり新たに車庫を建築したいためです。所要面積は、土地造成191㎡。車庫28㎡。転回場26㎡です。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項の但し書きにより許可できるものと判断しとります。 続きまして、申請番号055-12。農地の所在は下田所××。登記地目畑、面積86㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は、◇◇◇◇。譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は、駐車場で、申請理由は隣接する建物を取得するにあたり駐車場がない為整備したいです。所要面積は、土地造成86㎡。駐車場86㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項の但し書きにより許可できるものと判断しとります。以上、2件です。
議長 2番	はい、ありがとうございます。えっと、それでは055-11の件に関しまして沖田委員さん現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。 はい、失礼します。055-11、5条の有償の所有権移転についてご説明致します。地図で場所をご説明いたします。左側の地図ですが、下に道の両側にかなり家が並んでおりますが、これが旧出羽商店街の通りになります。それから1本右へ曲がった所に、先ほどの出羽地区から高原地区へ行く道がありますが、その通りがそのような道になります。それで現地はその真ん中の所にあります。その位置になります。この案件は、3月16日に和田推進さんと私と2人で現地確認をさせて頂きました。聞き取りは、その前日に、■■さんに電話連絡をさせて頂きましたが、土日の仕事。それから平日もずっと仕事という事で、なかなか日程的に合うことができませんので、15日に電話で聞き取りの調査をさせて頂きました。その時にも、チェックシートでお聞きしましたが、全てにおいて問題ないようでした。それで、この現地ですが、面積的に山側に少しあの車庫の面積、それから転回場の面積を考えた時に土地造成はかなり面積にはあるのでどうしようかなあとお聞きしたんですが、現地を見てもらったら分かると思うんですがということで、明くる日に、また推進委員さんと現地を見に行きましたら、この3分の1くらいはどうも法面で、土地造成と言っても車庫に使わない面積には該当しないように思えたので、造成は191㎡で申請をされておりました。他にお聞きしましたら、□□□□さん。この周りに名前がありませんが、この事を聞きしましたら、その上にあります¥¥¥¥さん。ここへ娘さんが、雪田の方へ嫁いでおりまして¥¥さん宅は現在空き家になっておりまして、相続はその□□さん一人です。譲受け人が□□□□さん。譲受け人が■■■■さんという事になりました。以上です。どうか、よろしくお願い致します。 議長 はい、ありがとうございました。和田推進委員さん・・・。

推 7 番 議長	特にありません。 はい、ありがとうございます。えっと、では、055-11 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ございませんようですので、採決の方に入りたいと思いますけど、服部鉄也さんは、関係はいいですか？どうですか？
事務局	そうですね、一応。
???	奥さん？
???	ははあ。
議長	すみません。えっと、055-11 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、055-12 の件に関しまして服部信彦委員さんは今日は欠席・・・。 事務局の方、よろしくお願い致します。
事務局	すみません、服部委員さんですが、ちょっと急遽今日欠席という事で電話がありましたので、ちょっとご報告という事で私の方がさせて頂こうかと思います。 18 日月曜日、夕方 17 時から田中推進委員さんと関係者の譲受け人の◆◆◆◆さんのお父さん、@@@@さんと会われて面談をされたというふうに伺いました。この場所につきましては、地図を見て頂きますと、今工事をしております**の付近になります。旧道の四つ道と言われる所の付近で、昔◎◎◎◎等があった所というふうに聞いとります。そこの、旧◎◎◎◎のあった所にあります土地というふうに聞いとります。◆◆◆◆さんが、その横の☆☆さんという方のお家を取得されるという事によって、◆◆◆◆さんは仕事もされて、今、あの健康器具の方の販売等々の方をされて、そこの宅地兼事務所の方を設けたいという事で、その横には駐車場がないので、そこを取得をしたいというふうに聞いておりますと、という事です。旧◎◎◎◎があったという事で、この右側の地図を見て頂きますと、あの 1 回未定地であったという事で、ここの中に畑があったという事は、まあ当初ご存じなかったという事で取得を決められてから、ここの所に畑があったという事で今回の申請の方に、を行ったというふうに聞いております。チェックシート確認をで特に問題なかろうという判断をされとられます。田中推進委員さん、付け加えることありますか？
推 6 番 事務局	ありません。よろしくお願い致します。 という事でした。
議長	はい、ありがとうございます。事務局方が代理で説明をして頂きました。 055-12 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をしてお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。055-12 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

議長	(全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第3号旧基盤強化促進法第19条による農用地利用集積計画の公告について、10件ございます。これは、特に読み上げは致しません。見て頂いて、ご質問等がございましたら挙手をして質問等お願い致します。 ～ご覧中～
議長 事務局 議長 事務局	……。最終がどのへんか分かん……。 ずっとです。すみません。場所的……。 地図があることまでが？ そうです。24ページまでが。25ページですかね。はい、が3号議案となります。
議長 事務局 議長 事務局	4号……？ 4号がその次、えっと、ちょっとふってはありますが、27からが4号です。 変更からが……。 はい、多くございますので。 ～ご覧中～
2番 事務局 2番 事務局	事務局へ聞きます。 はい。 えっと、この議案書の中で貸付人の所に相続代表ってあるのと、備考欄に相続人代表とあると思う。これは、何か違いがあるん？ 違いは、ありません。あの、システムの都合上、どうしても借受人が1人で貸付人さんが複数の場合っていうのが、書く欄がなくて、こちらのexcel表の所に書くためにそこに入れてます。通常ですと、他の場所に書けばそこに、右側の所、端っこに入るんですけど、入られなくて。分かりやすくする為にその下に今入れてるようにしております。
議長	何か、他にございませんか？ 質問等ございますでしょうか？ ないようでしたら、植田さんが関係あるそうですので……。ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。植田委員さん退席の方お願い致します。 議案第3号の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長 事務局	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 それでは、続きまして、議案第4号農業振興地域整備計画の変更について、10件ございます。事務局の方、読み上げをお願い致します。 はい、失礼致します。議案第4号邑南農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域からの除外が8件。それから、用途変更が1件と編入が1件というふうになっております。除外につきましては、除外の整理番号1。除外の整理番号

1 番、農地の所在は邑南町中野××。登記地目畑、面積 626 m²。土地所有者は▽▽▽。事業計画者は▼▼▼▼です。除外する理由は、農家住宅で、農地法上の許可条項は、法第 5 条第 2 項で、農地区分は、第 2 種農地です。続きまして、整理番号 2。農地の所在は邑南町中野××。登記地目畑、面積 2,997 m²の内 30 m²。土地所有者、事業計画者ともに☆☆☆☆です。除外する理由は、墓地で、農地法上の許可条項は、則第 33 条第 4 号です。農地区分は第 1 種農地です。続きまして、整理番号 3。農地の所在は邑南町矢上××。登記地目田、面積 1,441 m²の内 377 m²、土地所有者は○○○○。事業計画者も○○○○です。除外する理由は、駐車場及び進入路です。農地法上の許可条項は、則第 33 条第 4 号で、農地区分は第 1 種農地です。続きまして、整理番号 4。農地の所在は矢上××。登記地目田、面積 1,441 m²の内 298 m²、土地所有者○○○○。事業計画者●●●●です。除外する理由は、個人住宅で。農地法上の許可要件は、則第 33 条第 4 号で、農地区分は第 1 種農地です。同じく、整理番号 5。農地の所在は矢上××。登記地目田、面積 1,441 m²の内 766 m²。土地所有者は○○○○で、事業計画者は@@@ @です。除外する理由は、個人住宅で。農地法上の許可要件は、則第 33 条第 4 号で、農地区分は第 1 種農地です。整理番号 6。農地の所在は矢上××。登記地目田、面積 704 m²の内 387 m²です。土地所有者が△△△△で、事業計画者が▲▲▲▲です。除外する理由は、個人住宅で。農地法上の許可要件は、法第 5 条第 2 項です。農地区分は第 2 種農地です。続きまして、整理番号 7。農地の所在は下亀谷××。登記地目田、面積 1,920 m²の内 780 m²。土地所有者は□□□□。事業計画者が■ ■ ■ ■です。除外する理由は、農家住宅で。農地法上の許可要件は、法第 5 条第 2 項で、農地区分は第 2 種農地です。続きまして、整理番号 8。農地の所在は中野××。登記地目畑、面積 3,100 m²。土地所有者は☆☆☆☆。事業計画者は★★★★です。除外する理由は、駐車場で、農地法上の許可要件は、法第 5 条第 2 項で、農地区分は第 2 種農地です。

続きまして、編入する土地は整理番号 1。邑南町宇都井××。登記地目が田、で面積 861 m²です。土地所有者は◇◇◇◇。事業計画者は◇◇◇◇です。編入する理由は、中山間地域直接支払交付金事業実施のためです。

続きまして、用途変更に、の用途変更続きです。整理番号は 1 番。すみません、ちょっと書き漏らしとります。1 番で、用途変更する土地は邑南町淀原××。登記地目田、面積 1,390 m²の内 110 m²。土地所有者は▽▽▽▽。事業計画者は▼▼▼▼です。用途変更する理由は、出荷調整施設建設のためです。

で、すみません。ちょっと一部訂正を、先ほどの整理番号と除外の所の 3、4、5 の面積が、少し多分ちょっと違ってるかなと思います。ちょっと、今から調べます。調べさせていただきます。

～調べ中～

事務局

大変申し訳ございません。修正をお願いします。3 番の 1,441 m²の内 377 というのが 766 です。それから、4 番。1,441 m²の内 298 m²というのが、377 m²。その下が、298 m²。大変申し訳ございません。修正をお願いできればと思います。以上です。

議長	はい、ありがとうございました。えっと、それでは、説明の方に入ってもらいたいと思いますが。
4 番	議案 4 号、変更の申請番号 1。服部委員さん、説明資料が少なくて説明しづらいと思いますが・・・。
議長	申請者は▽▽▽▽さん。地図でいいますと、県道の大竹橋からが 100m 入った所です。▼▼▼▼さんは、▽▽▽▽さんの娘婿さんであたります。こちらで住宅を作りたいという事でお義父さんが土地を提供してその横に作ります。▼▼さんの家は公務委員です。子供さんもこちらの学校に通わせたいという事で、ここに家を造りたいという事です。これでええんかいの・・・。
議長	場所くらいは・・・。
4 番。	は？場所は言うたで・・・。
議長	言うた・・・。
4 番	ちょっと、面積は大きいんですけど。中途半端に一部の畑も、実際残しても結局畑に戻るんで、ちょっというても、面積を変更させてほしいという事でした。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。えっと、上田委員さん、一緒に行かれました？
推 13 番	行っております。
議長	はい、ありがとうございました。用途変更 1 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら、挙手をして質問等をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	除外をしたら、もう、ポンポンポンポン進んで行くような感じになるんでしょうね。
事務局	そうですね、まあ。除外後、それから、まあ、あとはあの転用の・・・。ちょっとすみません。除外の方は、ここまでの計画。ようするに、そのところを転用に向かって進んで行くと。いうことになると思います。ただ、そう言いながら、転用はまた転用と。いう事で、しっかりその、また後ほど転用の除外の申請が終わって転用の申請の所で、書類等、それから条件等、もう一度確認をして頂いて、転用に値するかというような判断をまたして頂くようなことになると思いますので、その時にまた、改めてという事でよろしくお願ひしたいと思います。
議長	はい、ありがとうございました。ええ、ご意見ご質問等がございませんようなので、採決の方に入りたいと思います。 除外の整理番号 1 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、除外整理番号 2 の件に関しまして、服部委員さん。説明の方、お願いします。
4 番	審議、☆☆☆☆さんからの、除外の問題でございます。現在ある墓地が、地図からいって、地図は？？の裏の交差点から矢上方面へ 300m ぐらい登った所の方でして、中野の***団地の中でございます。現在ある墓地は、そこから約 1 km。

	〒〒〒さんの家の中とこにあるそうです。で、そこへ行くのが大変ですので、現在地へ持って行きたいという事です。隣近所さんも了解を得ておられるそうですので、チェックシートに照らし合わせて何の問題ないと思われますので、よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。上田委員さん。付け加えたりありますか？
推13番	いえありません。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。 えっと、それでは整理番号2の件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手で質問の方をお願い致します。
11番	ありません。 (意見質問なし)
議長	はい、えっと、ないようですので、採決の方に入りたいと思います。除外整理番号2の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、除外整理番号3の件に関しまして、植田委員さん。現地での調査報告の方をお願い致します。
9番	そうしましたら、整理番号3の除外申請について説明いたします。が、次の④番、⑤番も番地土地所有者等が同一でありますので、まあ関係も含めて一緒に説明をさせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。32ページの地図をご覧下さい。場所は矢上日南原班で、申請地のこの斜め上側の突き当たりに走っているのが浜田作木線になります。それで、作木線の右側に4・500m進むと役場本庁の位置になりますし、反対側に左側にちょっと下がりますが行くと、％％％、日貫方面となります。またあの、この申請地から下に下って道路があるんですが、これが石見中央線にあたるような関係の位置となります。今件は、3月19日に親戚である\$ \$ \$ \$さんと、小泉推進委員さんと、事業計画現地確認を致しました。経緯につきましては、今現在の自宅は申請地の上側に++邸と書いてありますが、そこが実家でございまして、もう両親とも亡くなられてまして長男である、今回申請者の〇〇氏が土地と相続権を相続したような次第でございまして。この建物自体は、今までずっと空き家状態でございまして、家が増えるためには何か住居して頂きたいという事で、賃貸アパートとして貸し出しをしまして、今この本宅には3世帯が入居中でございまして。そうすると今度は、各戸それぞれ駐車スペースが必要という事で道路に駐車という事もなかなかできないという事で、あの自分の所有の田んぼを駐車スペースとして考えて、今回の申請となりました。しかし、この田んぼを1枚が非常に面積が広いございまして、駐車場だけでは勿体ないという事で、逆に手前側の面積あたりを2棟ほど住居、住宅スペースも考えて、今回の申請となった次第でございまして。申請人は、福井県に在留でございまして、遠方で住んでおられますから、なかなかこの案件の仕事をいうふうな関係の管理ができませんので、今言いました親戚の\$ \$ \$ \$さんがずっと今までも管理されておりましたし、今後も間では管理していくという事をお聞きしております。また近隣の土地の所有者の方も、計画については報告を受けておるという事

議長 推11番 議長	です。以上によって、計画性もありますし、チェックシート等に照らしても問題ないと思いますので、どうぞ審議の方よろしくお願い致します。 はい。小泉推進委員さん、他に付け・・。 よろしくお願いします。 はい、ありがとうございます。この件に関しまして、3・4・5 合わせて質問等受付まして、採決はそれぞれ行っていきたいと思います。それでは、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言の方お願いします。 (意見質問なし)
7番 議長	ちょっと、いい？ はいはい、椿委員さん、どうぞ。
7番	あのね。4 と 5。これは？これは？
9番	住宅。
7番	住宅。個人の？
9番	この土地を除外申請によって、今度分筆されるとの事です。
7番	ここ、何？渡す？
9番	はい、はい。
7番	はい。
9番	奥側というか、こっちが、駐車スペース。
7番	うん。
9番	手前の道路側の斜線の中の2棟がそれぞれ@@さんと●●さんの住宅になるそうでございます。その事ほどしか聞いておりません。
議長 事務局	線は引いてあるけど、まだ・・・。 はい、えっと、あの多分、割ってあるのはそれどおりの面積に分けられるというふうには聞いております。住宅も、簡単な絵は付いておりますので、概ねこのような、面積的にもそんなに大きいものではございませんので、問題ないかというふうに思っております。
議長	他に、ご意見ご質問等ございますでしょうか？
議長	(意見質問なし) ないようですので、まず、あの整理番号3の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
議長	続きまして、整理番号4の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
議長	続きまして、整理番号5の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

9 番	続きまして、除外の整理番号 6 の件に関しまして、植田委員さん。説明の方よろしくお願い致します。
事務局	はい。そうしまして、6 番の除外申請についてご説明させていただきます。33 ページの地図をご覧ください。左側の地図をご覧ください。ちょっと、あの非常に分かりにくい地図ではございますが、今回の申請地のちょっと斜め上から、上がった所の川沿いを走って、ずっと右側に***というお寺がございます。それを、ずっと行きますと、〒〒〒旅館から◎◎◎◎に上がる直線と、に当たるような関係になります。また反対に、今度は左上の方に向いて行きますと、農道の南線に当たるような位置関係になります。申請の経緯につきましては、今回の申請者が実家で同居という事も考えましたが、なかなか実家がちょっと手狭という事で、子供さんも産まれたり、そういう今後の事を将来を見据えて実家近くにできれば建築をしたいという事を考えておられました。そのところ、ちょうど家の前の農地がもう長年に渡り耕作されておらず、見るとちょっと畑地化状態ではありました。20 年ぐらいもう、草刈り等々の管理をされておりまして、所有者も広島在住という事で時間があつたときに帰られて、草刈り等されたり、その今回の申請場所も前の▲▲さん実家なんですけども、家の前をまあ、あがあして管理されるいう事で、本人さんも一緒に草刈りをされとったというような経緯もあるそうでございます。まあ、そういう事から今回所有の関係も、あの耕作も全く意思もなくて契約にいたったというような事を話しております。3 月 16 日に事業計画者である▲▲さんにちょっと面談を連絡を取ったんですけども、職業が病院という事で 3 月の年度末、非常に多忙というような事でなかなかお会いする日にちが取れませんが、申請地の前の親であります&&&&さんに、ちょっと、まあ連絡を取ってそんなら話をしようという事を聞きましたので、三田推進委員さんと面談し聞き取りをした次第でございます。まあ、計画性的にもチェックシート等に照らしても問題ないと感じましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。それで、面積はの内になつとりますけども、ちょっと条件的に斜面が、土手の斜面があつたり、まだ実際家を建て始めてみると、その地域の下が田んぼという事です。なので条件がどうかという事で、ちょっと面積的にはあの面積が 704 m²の内の 387 m²というような申請となつた次第でございます。以上です。よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。三田推進委員さん、付け加えたりする事がございますでしょうか？
推 12 番 議長	ありません。よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、除外の整理番号 6 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願ひ致します。 (意見質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ないようですので、採決の方に入りたいと思ひます。除外整理番号 6 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願ひ致します。 (全員挙手)

議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、整理番号除外 7 の件に関しまして、はい。事務局の方よろしくお願い致します。
事務局	はい、失礼致します。場所ですが、34 ページをご覧ください。下亀谷になります。その下、真ん中中央を走っとりますのが、瑞穂中学校に至る。右側の方に行けば瑞穂中学校、左側に行けば%%、\$ \$ \$ 関係の方になります。そちらの途中の所になります。図面の左下の部分については、今造成をしとりましてハウス。葡萄のハウスの整備の方を行っている場所となつとります。その近くというふうになっております。場所ですが、申請者、事業計画者■■■■さんのご実家は、その計画をしております左上になります。■■板金さんという所の息子さんになります。今は、住宅にお住まいで帰って実家の近くで農業を今しとりますので、そこにまあ住宅を建てたいというふうに聞いとります。■■さんの今の管理農地ですが、その家を建てる所の左側の方に面積が数枚ありますし、家の上側の方に後ろ側になりますが、農地の方使って、今農業をされておられるという事でまあ農地に近い所に家を農家住宅を建てたいというふうに聞いとります。若干、面積の方ですが、780 m²となつとりますが、敷地内には農業施設。それから、法面等高いと、いうことを承ってますし、今通っている道も狭く車の出し入れ所では、ある程度広さがないと車の出し入れも難しいという事で、これだけの面積の方がかかるだろうという事で申請をしているというふうに聞いとります。以上でございます。
議長 推 6 番 議長	はい、ありがとうございました。説明をして頂きました。田中委員さん。 ありません。よろしくお願いします。 はい。それでは、説明して頂きました、整理番号 7 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見、質問なし)
1 1 番 議長	ありません。 ご意見ご質問等、ないようですので、採決の方に入りたいと思います。除外整理番号 7 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、除外整理番号 8 の件に関しまして、服部委員さん。調査の報告の方お願い致します。
4 番	はい。失礼します。地図を見て頂きたいと思います。35 ページ。邑智病院の現在建設中の病院の下にあるんですけども、これを斜め上に上がって行きますと、浜作線に出てまいります。その部分下の畑。3 反 5 畝の畑でございます。現在も作業車が占領して。今から、これができた後も完全に邑智病院が管理、利用するという事で申請的に買いたいという事で申請がなったんだそうでございます。周りの人と全部色々ありましたもんが、納得されたようですので問題ないと思われます。よろしくお願いします。
議長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん、説明に付け加えに・・。

推 6 番 議長	別にありません。 はい。ありがとうございます。 除外整理番号 8 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言等お願い致します。 (意見質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。除外整理番号 8 に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、編入の整理番号 1 の件に関しまして種委員さん。報告の方、お願い致します。
5 番	それでは、失礼を致します。編入の整理番号 1 番について説明させていただきます。 また、あの、36 ページの地図をご覧ください。◇◇さんの所は、宇都井、県道宇都井阿須那線沿いにありまして、この地図の左下が阿須那方面、右上が美郷方面です。目印としましては、◇◇さん所から約美郷方面に約 400m ぐらい行った所に工事の駅で有名な、宇都井駅。今は宇都井駅公園となつとりますが、それがあある位置です。この◇◇さんとの裏の今回申請出ました、水田です。18 日 16 時より、服部推進委員と◇◇◇◇さんと立会で現地を確認して、面談を実施しました。その内容ですが、その水田を今年度農地水という事業で、工事をしようという計画をされて、業者に現地を見てもらったり、色々見積もったり準備をされたんですが、業者の方が、この水田は農地除外区域のためなのでできないと。言われて、◇◇さんもビックリされて調べてみると、平成 18 年から中山間に入っていたにもかかわらず、交付金が入ってない事が分かったそうです。◇◇さんが、そういう連絡が全然入らず、知らずにまあ誰かが自分に連絡もなく勝手に、除外区域に変更されてるんじゃないかと言っておられました。実はこの集落は、十数年前に事務の方が大変という事で、誰も事務がする者がいないという事で、中山間地域をやめておられまして、昨年阿須那地区で広域協定ということができましたので、再度集落の方で中山間事業に加入されました。それで◇◇さんとの今の水田も、再度加入して入りたいという事で申請されとります。チェックシートを参考に現地をしましたが、なんの問題もありませんでした。以上です。どうぞ、よろしくお願いを致します。
議長	はい。ありがとうございます。服部推進委員さん、何か付け加えたりすることはございますでしょうか？
推 2 番 議長	付け加えることはございません。よろしくお願い致します。 はい。ありがとうございます。編入の 1 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方お願い致します。 (意見質問なし)
議長	質問はございますか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。編入の整理番号 1 の件に

	関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
2 番	続きまして、用途変更整理番号 1 の件に関しまして、沖田委員さん。現地での調査、報告の方をお願い致します。
	はい。失礼致します。えっと、農業振興地域の用途変更について。整理番号 1 ですが、ご説明致します。地図をもって場所をちょっと確認して頂けますでしょうか？ 37 ページを開いて、左側の地図ですが、先ほど除外の 7 番にありましたように、その近くに申請地があります。右へ行くと、瑞穂中学校。左が田所地区の方へ、\$ \$ \$ へ行く道となつとります。それで今回の申請者の▼▼さんですが、3 年前でしたか？ # # # # で、こちらの邑南町の方に入りまして、住まいは田所地区の亀谷という所に住んでおられます。それで、今回の現地を 3 月 16 日に和田推進委員さんと▼▼さん立会いのもと、現地確認、それから聞き取りをさせて頂きました。▼▼さんは、この今回の現地の周りに、右の地図でありますと地番が××。それから、××。××に葡萄のハウスを建設されておられまして、その出荷前の準備施設を今回建てたいという事で、今回の××を地番の所へ建物を建てたいという事で今回の用途変更を申請をされました。チェックシートで当日お聞きしましたが、別に関わる問題もないように思いましたので、よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。和田推進委員さん。
推 7 番	別にありません。
議長	はい、ありがとうございます。用途変更 1 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方お願い致します。
	(意見質問なし)
???	ありません。
議長	はい。ご意見ご質問等がないようですので、採決の方に入りたいと思います。用途変更整理番号 1 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について、10 件ございますが、読み上げを致しま・・・。
事務局	ちょっと、休憩を。もう少し長くなりそうなので。
議長	はい。ああ、そうですか・・・。それでは、ちょっと休憩の方に入らせてもらって。10 分くらい。休憩をしますので、お願い致します。
	～10 分休憩中～
議長	みんな、そろったので再開したいと思います。先ほど、報告の方と言っていたんですけど、議案第 5 号令和 6 年度の最適化活動の目標設定について。事務局の方、お願い致します。
事務局	はい、失礼致します。議案第 5 号別刷りのものとさせて頂いております。令和

議長 事務局 議長 事務局 議長 事務局	6年の最適化活動の目標設定というものを年度中に、策定して来月4月に入って、4月末までに公表しろというような物が来ております。ただ、あの4月に入りましてから、県の方と県の農業会議、それから県の方と協議をして、こちらの方の公表になろうかというふうに思っておりますので、今、すみません。案という事で調整中の所が何箇所かありますので、ちょっとそこは、抜かさせて頂いて表記をさせて頂いております。すみません。1点あの、先ほどちょっとご指摘頂きまして、3枚目の(3)②の目標の所で、大変申し訳ありません。平成30年と書かなきゃいけない所で、令和30年と書いておりますので、ちょっと平成の方にまた修正をさせて頂ければというふうに思っております。ですので、また、こちらの方は確認を頂いて、また正式なものにつきましては後日皆さんにお配りをさせて頂こうというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。 これ、議案？ です。一応、はい。議案という事で。 これ、このままで？ はい。 それではまた、訂正した物が・・・と、4月？次の？ そうですね。まあ、次になるのか、ちょっとその先になるのか分かりませんが、一応は今回、こういった形で概ねあの、ちょっと中の数字だけにはなりますので、こちらの方に、はい。すみません。訂正をさせて頂こうというふうに思っております。
議長	続いて、報告第1号農地法3条の3の規定による相続等の届出について。10件ございますが、読み上げはしませんので、また目を通して頂き質問があれば質問をお願いします。 ～ご覧中～
議長	相続の方はよろしいでしょうか。それでは、議題の方は以上で終わりましたで・・・ (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、4月22日(月)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印